

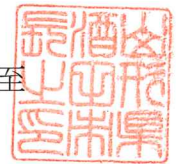
許可番号 第1-11号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 鶴岡市大淀川字洞合68番地
有限会社大滝商店
氏名 代表取締役 大滝 悟

第7条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者
~~第7条の2第1項~~
であることを証する。

酒田市長 丸山 至



許可の年月日 令和2年4月1日

許可の有効期限 令和4年3月31日

複写

1 事業の範囲	一般廃棄物収集運搬（事業系じん芥） 特定家庭用機器再商品化法対象品目収集運搬
2 許可の条件	(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、 「酒田市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例」及び関係法律を遵守すること。 (2) 酒田市廃棄物収集運搬許可条件を遵守 すること。
3 許可の更新、 変更の状況	平成10年 4月 1日 許可更新 平成24年 4月 1日 許可更新 平成12年 4月 1日 許可更新 平成26年 4月 1日 許可更新 平成14年 4月 1日 許可更新 平成26年 5月 21日 代表者変更 平成16年 4月 1日 許可更新 平成28年 4月 1日 許可更新 平成18年 4月 1日 許可更新 平成30年 4月 1日 許可更新 平成20年 4月 1日 許可更新 令和 2年 4月 1日 許可更新 平成22年 4月 1日 許可更新

酒田市一般廃棄物収集運搬許可条件

1. 収集運搬区域は、酒田市全域とする。
2. 事業所等から排出される一般廃棄物（以下「じん芥」）の収集又は運搬を依頼された場合は、正当な理由なく拒否してはならない。
3. じん芥の収集又は運搬を行う場合、次の各号の事項を留意しなければならない。
 - (1) 収集又は運搬できるじん芥は、事業系一般廃棄物排出容器基準に定められた容器（袋）に入っている物に限る。
 - (2) 収集されたじん芥は、市の指示する又は許可した施設に搬入しなければならない。
 - (3) じん芥と産業廃棄物等を同一車両で同時に収集してはならない。
 - (4) 収集運搬の実績報告は、翌月の10日まで所定の様式により市長に報告しなければならない。
 - (5) 許可申請内容を変更した場合は、変更した日から10日以内に届け出なければならない。（事業所所在地・事業内容・役員等・収集車両の変更等）
4. 許可に係る権利は、他に譲渡又は代行させることはできない。
5. 市長が業務に関して報告等を求めた場合は、これに応じなければならない。
6. 収集運搬作業員の安全衛生向上のために、研修等実施すること。
7. 車両の維持管理（整備点検・清掃・外見等）には、常に注意をはらうこと。
8. 車両ごとに作業日誌を備え付け、作業記録を記入し整理保存すること。
9. 車両側面等に許可業者名を記載すること。
10. 事業系一般廃棄物の収集運搬にあたっては、事業所との間に収集運搬業務契約を締結して業にあたること。
11. 本許可条件に定めるもののほか、関係法令等に違反行為があった場合は、許可の取り消し又は業務の停止を命ずることがある。